4月から

小学生の入院医療費を助成します

平成23年4月1日以降の入院について、支払った医療費を申請により助成します。

▼対象者

松前町に住民登録があり、小学1年生から6年生（6歳に達する日以後最初の4月1日～12歳に達する日以後最初の3月末）までの児童を監護している保護者

▼助成金額

病院に支払った保険診療の自己負担額のうち、高額療養費や付加給付金などを除いた金額（差額ベッド代など保険適用外の費用や食事の一部負担額などは対象外）

※重度心身障害者医療や母子家庭医療受給資格などのある小学生はこれらの資格が優先です。

※乳幼児医療のような「受給資格証」の発行はありません。

手続きについて詳しくは広報まさき3月号でお知らせします。

問福祉課児童福祉係　☎985－4114

国民年金保険料の納付は

お得な口座振替前納制度で

国民年金保険料の納付方法には、一定期間まとめて納める前納制度があります。特に1年度分を口座振替で前納すると、最も多い割引を受けることができます。

▼利用方法

役場、銀行、年金事務所にある「口座振替申出書」で、金融機関または年金事務所へ2月末までにお申し込みください。

▼注意事項

・初めて口座振替で1年度分の前納を申し込んだ人は、13カ月分（3月＋4月～翌年3月）を、4月末に一括で引き落とします。残高不足にご注意ください。

・途中で就職し、厚生年金などに加入した場合は、納めすぎの保険料をお返しします。

その他さまざまな前納制度がありますので、年金事務所に相談ください。

問松山西年金事務所国民年金課　☎925－5175

町民課住民係　☎985－4106

平成23年度 放課後児童クラブ入会希望者募集

なかよし学級（松前小）

いきいき学級（北伊予小）

ふれあい学級（岡田小）

現在入会中の人も引き続き入会を希望する場合は申し込みが必要です。23年度から次の5点を変更します。

1 4月1日から実施　2 土曜日は終日実施
3 繰替休日は終日実施　4 小学6年生までの障がい児を受け入れ
5 保護者負担額3,000円（2年後に4,000円に引き上げる予定）

◎**対象児童**　町内の小学校に通う1～3年生で、保護者が就労や療養などで、授業終了後18時ごろまで保育することのできない児童

◎**期間**　23年4月1日㊎～24年3月31日㊏

◎**時間**　㊊～㊎…下校時~17時（12~2月は16時30分）㊏、繰替休日、夏・冬・春休み…8時30分~17時（12~2月は16時30分）

※保護者のお迎えが可能な人は18時まで利用できます。

※㊐、㊗、お盆、年末年始、地方祭は休みです。

◎**場所・定員数**　▷松前小内なかよし学級60人▷北伊予小内いきいき学級60人▷岡田小専用施設ふれあい学級 60人

◎**保護者負担額**　児童1人当たり月額3,000円、傷害保険料 年額600円、夏休み期間中に1日利用する場合は、7月1,000円、8月3,000円の追加料金がかかります。

◎**指導内容**　指導員が体育レクリエーション、学習活動、児童の生活指導などを行います。

◎**申し込み方法**　入会申請書、勤務証明書もしくは診断書など保育にあたれない証明書（保護者全員分）、同意書に傷害保険料を添えて提出してください。

※申請書などは学校を通じて配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

※2人以上入会の場合、勤務証明書や診断書、同意書の提出は1部で構いません。

◎**締め切り**　2月28日㊊

◎**提出先**　福祉課児童福祉係　☎985-4114

「松前町住生活基本計画（案）」への意見募集

町は、新たな住まいづくりの指針として「松前町住生活基本計画（案）」をまとめました。これに対する意見提出手続き（パブリックコメント）を実施します。なお、この計画（案）は現行の「松前町営住宅再生マスタープラン」を見直し、昨年10月と12月に開催した「松前町住生活基本計画策定委員会」の意見をまとめたものです。

▼募集期間

2月1日（火）～2月15日（火）

▼計画（案）の公表場所

まちづくり課、町ホームページ

▼意見の提出方法

「意見書」を郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。意見書はホームページからダウンロードできます。意見書を使用しないときは、次の事項を必ず明記してください。

①住所、氏名（法人その他の団体は、名称、事務所または事業所の所在地と代表者の氏名）

②パブリックコメントの対象施策の案の名称

▼結果の公表

提出されたご意見と、それに対する町の考えを後日ホームページなどで公表します（個人情報は除く）。

▼提出先

〒791－3192
松前町筒井631　松前町役場
まちづくり課町営住宅係
☎985－4122
FAX985－4147
電子メール　232jutaku@town.masaki.ehime.jp

「松前町景観計画（案）」への意見募集

町は、現在「松前町景観計画」策定に向けて準備をしています。これまで策定してきた案について皆さんに公表するとともに、意見を募集します。なお、この計画（案）は、昨年10月と12月に開催した「松前町景観計画検討委員会」で審議、検討を重ねたものです。

◎**景観計画とは**

平成17年6月に施行された景観法に基づき、町の特色を生かした良好な景観の形成を促進するため、美しく風格ある都市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造と個性的で活力ある地域社会の実現を図るものです。

▼募集期間

2月1日（火）～2月15日（火）

▼計画（案）の公表場所

まちづくり課、町ホームページ

▼意見の提出方法

意見募集期間中、持参、郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。様式は自由ですが、住所・氏名・性別・年齢の記入をお願いします。

▼結果の公表

提出されたご意見と、それに対する町の考えを後日公表する予定です（個人情報は除く）。

▼提出先

〒791－3192
松前町筒井631　松前町役場
まちづくり課計画建築係
☎985－4124
FAX985－4147
電子メール　233kenchiku@town.masaki.ehime.jp

あと2カ月です

住基カードの無料発行期間

住民基本台帳カード（住基カード）の発行を無料で行っています（平成23年3月31日まで）。顔写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。さらに電子申告などに必要な公的個人認証サービスの機能を、本人の申出により住基カードに追加できます（500円の手数料が必要）。

申請に必要な物

❶官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）＋保険証など

❷印鑑

※官公署発行の写真付き身分証明書をお持ちでない場合、その他不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

受付時間　平日9時～16時

問町民課住民係　☎985-4105

加入受け付け中

平成23年度

交通災害共済

◆**資格**　23年4月1日に松前町に住民登録または外国人登録している人や加入者の被扶養者で町外に居住する人

◆**掛金**　大人700円　中学生以下300円

◆**申し込み方法**　申込書に必要事項を記入の上、掛金と併せて受付窓口までお持ちください。申込書は今月号の広報と一緒に配布しているほか、受付窓口にあります。

◆**受付窓口**　町民課コミュニティ係、税金の出張申告に併せ、各地区の公民館や集会所

◆**共済期間**　23年4月1日（途中加入の場合は加入日の翌日）～24年3月31日

詳しくは一緒に配布しているパンフレットをご覧ください。

問町民課コミュニティ係　☎985-4228

廃家電製品の無許可収集に注意

軽トラックなどでスピーカー放送をしながら町内を巡回し、廃家電製品などの処理を請け負う業者が見受けられますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく町の「一般廃棄物収集運搬業」の許可を取得せずに、有料で廃棄物の収集や処分を行うことは禁止されています。

また、悪質な無許可業者の場合、高額な料金を請求されるなどのトラブルの発生や、回収した廃家電製品などが不法投棄につながる可能性もあります。

不要になった廃家電製品は適正な方法で処理してください。

問町民課ごみ対策係　☎985―4117

▶廃家電製品の処理方法◀

●家電リサイクル法の対象機器

エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

1処理を依頼する場合(リサイクル料金＋収集運搬費などが必要)

買い替えの場合、買った販売店が近くにある

→買った店に依頼

買った店が近くにない、廃業している、買った店が分からない

→松前町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

(許可業者は町民課にお問い合わせください)

2自分で処理する場合(リサイクル料金が必要)

①郵便局でリサイクル券に所定事項を記入し、リサイクル料金(メーカー、機種などにより異なる)を振り込む。

②リサイクル券を廃家電製品の所定の場所に貼り付ける。

③次のどちらかの「指定引き取り場所」に廃家電製品を持ち込む。

▷四国西濃運輸㈱松山支店(東温市上村甲980番地)　☎990−1313

▷金城産業㈱(松山市北吉田町349番地の1)　☎972−3303

詳しくは、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ(http://www.rkc.aeha.or.jp/をご覧ください。

●対象外の廃家電製品など

45リットルのごみ袋に入るもの　→埋立ごみに排出

45リットルのごみ袋に入らないもの　→粗大ごみに排出

飼い主やこれからペットを飼う人へ

飼い主のモラルとマナーを守ろう

飼い主の人へ

守ってほしい5か条

1動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう

飼う前から正しい飼い方などの知識を持ち、種類に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任を持ちましょう。

2人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう

糞尿や毛、羽毛などで生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚したりしないようにしましょう。種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりしないようにましょう。

3むやみに繁殖させないようにしましょう

動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限をしましょう。

4動物による感染症の知識を持ちましょう

動物と人の双方に感染する病気について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

5盗難や迷子を防ぐため所有者を明らかにしましょう

登録鑑札、注射済票、マイクロチップ、名札などの標識をつけましょう。

これからペットを飼う人へ

ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。ペットを飼う前に、飼い続けられるか家族で話し合いましょう。飼うことを決めたら、どこから手に入れるかよく考えましょう。ペットショップやブリーダーからの購入のほか、愛媛県動物愛護センターで、飼えなくなったり飼い主不明で保護されたりしたペットを譲渡してもらえます。

⦿愛媛県動物愛護センター　☎977-9200

問町民課生活環境係　☎985-4117

結婚50年目のご夫婦を表彰します

金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会に併せて行います。

町内在住で、結婚50年目のご夫婦(昭和36年中に結婚されたご夫婦)は、各校区の老人クラブ会長または健康課地域包括支援センター係までご連絡ください。

問松前校区会長　重川　源　☎984―2208

北伊予校区会長　浮田　幸喜　☎984―6332

岡田校区会長　山口　久夫　☎984―3451

健康課地域包括支援センター係　☎985―4205

2月20日は「旅券の日」

トラベルのトラブルに注意

海外旅行中のパスポートのスリ、盗難、置き引き、ひったくりが多発しています。国内でも、しまい忘れなど不注意による紛失が相次いでいます。紛失、盗難に遭ったパスポートが国際犯罪に使われることもあるので、パスポートの管理には、海外、国内とも充分注意しましょう。

また、有効期限が切れていることに気付かず慌てて申請することのないよう、この機会にパスポートを確認してみてください。

問県特別旅券窓口　☎923―5456

町民課コミュニティ係　☎985―4228

まさきの ecology 生活

やってみよう！ うちエコ！

❶室内は適度な温度・湿度に設定

- あたたかく感じたら設定温度を下げる、部屋を使わないときは暖房を切るなど、こまめな温度調節をこころがけ、室内の温度を20℃以下に保とう
- 湿度によって体感温度は変わるもの。加湿器を置いて湿度を適正に保とう
- エアコンのフィルターは定期的に掃除し、暖房効率を上げよう

❷あたたかい空気を逃さない工夫を

- 天気の良い日はカーテンを開けて太陽光を採り入れ、夜になる前には閉めるなど、カーテンを上手に活用しよう
- 床まで届く厚手のカーテンで、冷気が足もとから入り込むのを防ごう
- 床、窓や壁などに断熱材を上手に利用して、熱を逃がさない工夫をしよう

❸体の芯から、しっかりあたたまる

- ゆっくりお風呂につかってリラックスしながらあたたまろう
- 香りや色も楽しめる入浴剤を使えば、さらに効果的
- 寝る時には湯たんぽがおすすめ。朝まで心地よくポカポカ

❹身につける物の工夫で体をあたためる

- 外気にふれやすい首、手首、足首をマフラーや厚手の靴下などであたためよう
- おなかが冷えやすい人は腹巻きをする、寒がりの人は軽くてあたたかいダウン素材の防寒着を着るなど、体幹をしっかりあたためよう

❺飲食にもひと工夫して、体の中からあたたまる

- 朝食をしっかりとってエネルギーを摂取することで体をあたためよう
- 根菜、香辛料など体をあたためる食材を食べよう
- 煮込み料理、汁もの、鍋料理などあたたかい料理であたたまろう。一つの部屋に集まってみんなで食卓を囲めば、暖房費も節約できます

問町民課生活環境係　☎985−4117